

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和4年11月30日（水）13時30分～15時40分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

新井安全審査官、高木係長、塩唐松係長

高木技術参与（テレビ会議システムによる出席）

専門検査部門

川下企画調査官、丸山主任原子力専門検査官

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクトマネジメント室 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

福島第一原子力発電所 担当16名（うちテレビ会議システムによる出席12名）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）より、実施計画の変更認可申請（固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置）について、資料に基づき、以下のとおり前回からの変更点の説明があった。
 - 措置を講ずべき事項への適合性について
 - 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の概要について
 - 設計上の考慮について
 - 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の運用管理について
 - 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の保守管理について
 - 検査の確認事項
 - 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置工程
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、主に以下のコメントを伝えた。
 - 今後、以下3点をまとめ資料に示すこと。
 - ✓ 送風機及び排風機に求める機能、給排気容量及びその設定根拠
 - ✓ 今後の瓦礫類の想定発生量と固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に伴う保管容量を踏まえた瓦礫類の貯蔵能力
 - ✓ 他申請の資料を参考に、措置を講ずべき事項（第I章含む）への適合方針とその詳細
 - 補正申請の時期を2月予定としているが、年度内の仮設集積場所の解消の観点から、補正申請の時期を早めるよう検討すること。
- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料：

- 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置に係る実施計画の変更について

以上